

積極的な行政改革の推進

最重要課題としての財政改革

公共サービスの充実と情報公開の推進

# せたな町行政改革大綱

(平成17年度～平成21年度)

平成18年3月

せたな町行政改革推進本部

はじめに

これまでも旧3町は、それぞれに行政改革大綱を策定し、職員総数の削減、給料・手当・旅費の削減、補助金の見直し等々を進めてきたところです。

この間の社会経済情勢は、バブル経済崩壊後の長期の景気低迷、消費税引き上げ、社会保障負担増など国民負担の増大、公共事業の縮減、企業倒産、失業者の増加など先行きの見えない社会情勢に加え、護送船団方式と呼ばれた金融機関システムの改革、金融機関破綻など社会情勢の先行き不安が広がりました。

国は「3000の市町村を1000に」とのスローガンを掲げ、平成17年3月末を期限とする財政的な優遇措置などをもとに、平成の大合併といわれる市町村合併を強力に推進してきたところです。

旧3町も行政改革に鋭意取り組み努力してきたが、財政状況を取り巻く環境は厳しく、景気低迷・人口減少による地方税の減少、国の三位一体の改革による地方交付税の減少など地方自治体の努力では補えない状況となりました。

このような状況下で、旧3町は自らの責任において社会情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できる自治体の構築や町民福祉の向上と活力あるまちづくりを図るため、平成17年9月1日に合併し「せたな町」として新たなまちづくりの一步を踏み出したところです。

合併しただけでは町の活性化、町民サービスの向上にはつながりません。行政改革の推進、財政基盤の安定、地域と連携した地域自治の構築、職員の企画力・政策力の強化、民間活力の活用など時代に即した改革とまちづくりが重要となります。

さらには、少子高齢化による人口減少、国・地方を通じた厳しい財政状況の中で、地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会への転換が国から求められているところであります。分権型社会の進展により、自治体間競争は一段と増し、全国均一の社会基盤整備が進められた行政システムから、自治体が自らの責任で決定し地域ニーズに応える自己完結型行政システムへの転換を図っていくことも必要なことであります。

本町の財政構造は、自主財源が少なく脆弱な財政基盤に加え、国の「三位一体の改革」に伴う地方交付税算定方法の見直し、景気低迷による国税・地方税収入の落ち込みなどによる町財政へ

の影響は今後も懸念されるところであります。国の動向により財政的に影響を受けやすい財政構造ではあるが、財政改革を当面の緊急の課題とし不断の努力により財政基盤の安定を図り、町民ニーズに応えた施策の展開を図ってまいります。

福祉施策の充実、保健・医療の充実、産業振興など多くの行政課題に迅速に対応するには、簡素で効率的な行政システムへと歩みを進めなければなりません。行政改革の道は平坦とはいえませんが、行政改革の実施にあたっては、議会並びに町民の理解と協力を得ながら積極的に改革を推進いたします。

平成18年3月策定

せたな町長 高 橋 貞 光

# 《目 次》

## 第1章 推進体制及び基本方針

### 第1 行政改革の推進体制及び期間等

- 1 行政改革大綱の性格と推進体制 ..... 1
- 2 行政改革大綱の策定手法 ..... 2
- 3 行政改革大綱の位置付け及び計画期間 ..... 2

### 第2 行政改革の基本方針

- 1 基本方針の3つの柱 ..... 3

## 第2章 行政改革の基本施策

### 第1 基本施策の位置付け及び基本施策

- 1 基本施策における定員適正化計画及び集中改革プランの位置付け ..... 4
- 2 基本施策 ..... 6

#### 基本方針1 積極的な行政改革の推進

##### 事務事業の見直し

- 基本施策1 事務事業の整理合理化等 ..... 6
- 基本施策2 規制緩和の推進 ..... 6
- 基本施策3 民間委託等の推進 ..... 6
- 基本施策4 権限委譲事務への対応 ..... 7
- 基本施策5 地方分権に対応した簡素効率化と総合化 ..... 7

##### 時代に即応した組織・機構の見直し

- 基本施策6 広域行政の推進 ..... 7
- 基本施策7 組織・機構の見直し ..... 8
- 基本施策8 委員会・審議会等の見直し ..... 8

##### 団体等関係

- 基本施策9 団体等の整理・統合等 ..... 9

##### 定員及び給与の適正化

- 基本施策10 定員管理の適正化 ..... 9
- 基本施策11 給料・手当の適正化 ..... 10
- 基本施策12 人材育成の推進 ..... 10

## 基本方針２ 最重要課題としての財政改革

### 経費の節減合理化等財政の健全化

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 基本施策１３ 財政運営の健全化          | １１ |
| 基本施策１４ 経費の節減合理化と予算の厳正な執行 | １１ |
| 基本施策１５ 収納率の向上等自主財源の確保    | １２ |
| 基本施策１６ 補助金等の整理合理化        | １２ |

### 公営企業・第三セクター等の見直し

|                     |    |
|---------------------|----|
| 基本施策１７ 地方公営企業の経営健全化 | １３ |
| 基本施策１８ 第三セクターの見直し   | １３ |
| 基本施策１９ 公社の経営健全化     | １４ |

### 公共事業・公共施設関係

|               |    |
|---------------|----|
| 基本施策２０ 公共事業関係 | １４ |
| 基本施策２１ 公共施設関係 | １５ |

## 基本方針３ 公共サービスの充実と情報公開の推進

### 行政の情報化等サービスの向上

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 基本施策２２ 窓口等における対応の改善と行政サービスの総合化 | １６ |
| 基本施策２３ 行政の情報化等の推進              | １６ |

### 公正の確保と透明性の向上

|                  |    |
|------------------|----|
| 基本施策２４ 行政手続の適正化  | １７ |
| 基本施策２５ 情報公開の推進   | １７ |
| 基本施策２６ 監査機能の強化   | １７ |
| 基本施策２７ 町民への情報提供等 | １８ |

### コミュニティー活動の推進

|                  |    |
|------------------|----|
| 基本施策２８ 地域協働体制の確立 | １８ |
|------------------|----|

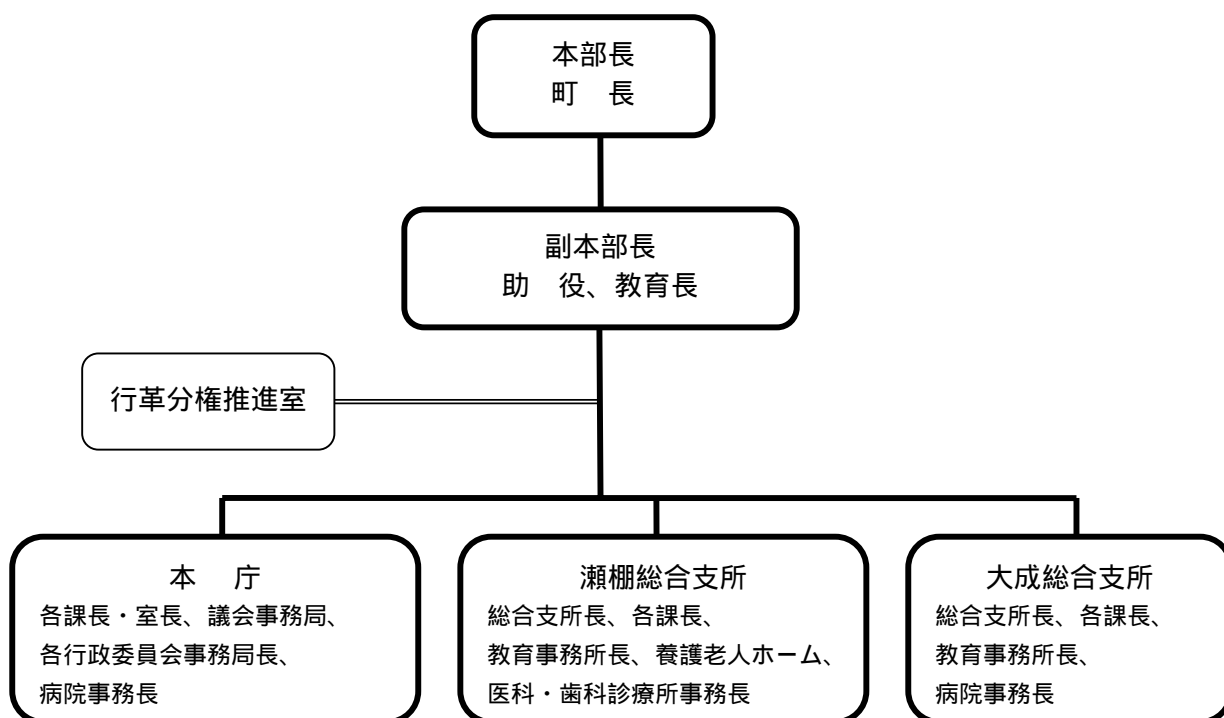
# 第1章 推進体制及び基本方針

## 第1 行政改革の推進体制及び期間等

### 1 行政改革大綱の性格と推進体制

- (1)この大綱は、行政改革の方向性を示すガイドライン(指針)の一つであり、特に行政に内在する諸課題を町民の視点に立って変革するとともに、地方分権に対応した行政システムの構築に向かって取り組むべき行政改革の方向性を示すものであります。
- (2)町民の皆さんに対しては、本町の行政改革推進を実効あるものとするために、基本的な考え方(理念)や具体的な推進計画を明確にし、分りやすい行政改革に取り組みます。
- (3)この大綱に定めた事項及び推進計画に定めた事項は、町長を本部長とした行政改革推進本部を設置し、関係課と行革分権推進室が密接な連携を図りながら推進します。

### 行政改革推進本部体制



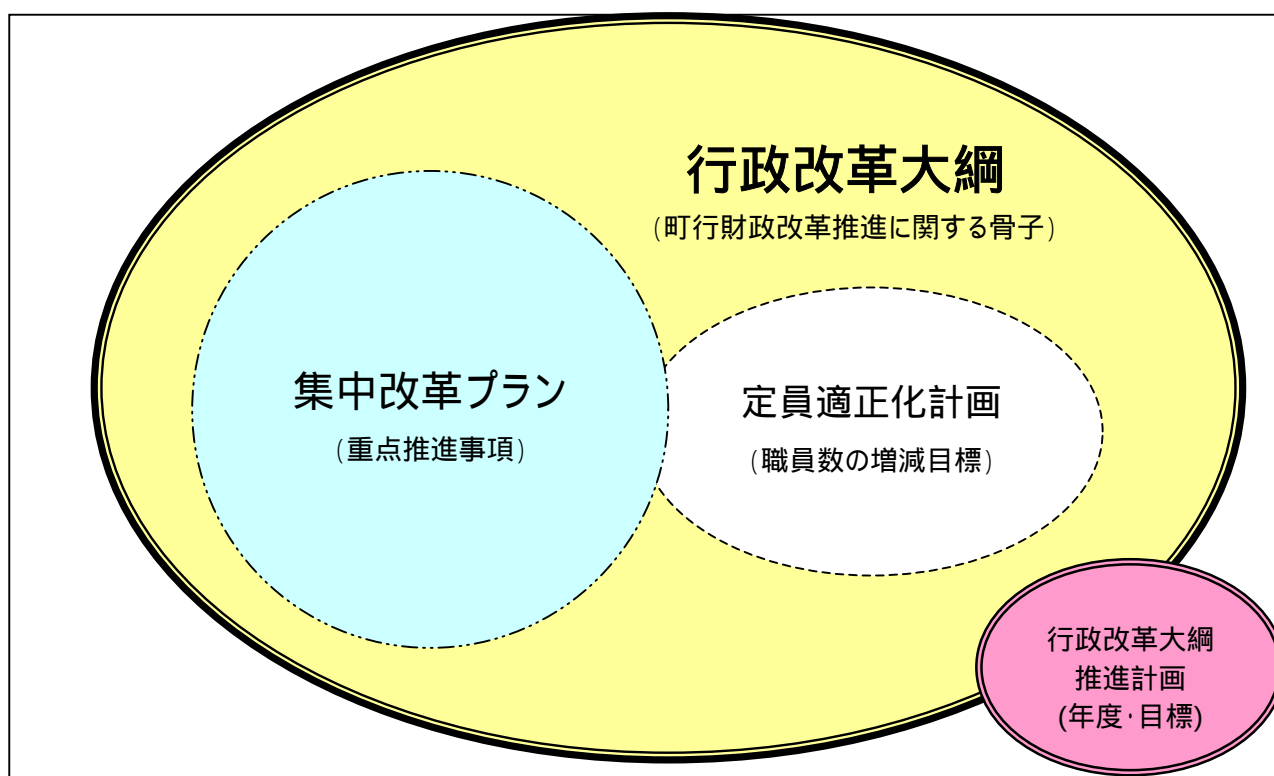
## 2 行政改革大綱の策定手法

この大綱の策定にあたっては、本庁及び総合支所の課長等による策定会議を開催し大綱の策定に取り組みました。

## 3 行政改革大綱の位置付け及び計画期間

- (1) この大綱は、個別に策定される行政改革に関する計画の骨子として策定しています。
- (2) 合併後新たに策定する行政改革大綱の計画期間は、平成17年9月から平成22年3月までの4年7ヶ月間とします。
- (3) 計画の実施はローリング方式とします。
- (4) 中長期の取り組みを必要とする事項、期間内に到達できなかった事項については、計画期間終了後も継続して取り組むものとします。

## 行政改革大綱のイメージ図



## 第2 行政改革の基本方針

### 1 基本方針の3つの柱

この大綱では、次の3つの方針に基づいて行政改革を進めていくこととします。

#### 方針1

##### 積極的な行政改革の推進

本町は合併という歴史的な行政システムの大変革を乗り越え、新たなまちづくりの歩みを始めたところです。合併したばかりであり、地方分権に対応した行政システム基盤が確立されている現状にはありません。そのため、行政システムの基盤づくりを進めなければなりません。

一方、本町は自然、歴史、産業において多くの「資源」が存在しているとともに、檜山北部のリーダーとしての役割を担わなければなりません。

行政改革は、社会情勢の変化に対応して行政全般についての点検を行い、制度の見直しや行財政システムの再編整備等を行い、町民ニーズに応える行政システムを構築し、より良い行政サービスの向上を目指していくためのものです。

檜山北部の中心を担う町として資源の活用や地域の特性を生かしたまちづくりを進め、公共サービスについては、「民間でできるものは、民間活力を生かす」という考えを基本に積極果敢に行政改革を進めます。

#### 方針2

##### 最重要課題としての財政改革

21世紀となり少子・高齢化、ボーダーレス化等の一層の進展、町民の価値観の多様化、環境に対する関心の高まり等、社会経済情勢が大きく変化しつつある中で地方分権の推進が求められています。

このような状況下で自らの責任において社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるよう体質を強化し、町民福祉の向上と個性的で活力ある地域社会の構築を図るためには財政基盤の強化が必要となります。

本町の長期債務は平成17年度末には158億円に達し、合併しても危機的な財政状況に変わりはありません。そのような状況下にあって危機的財政を健全財政に変革するため、財政改革を最重要課題の一つであると位置づけ財政改革に取り組みます。

#### 方針3

##### 公共サービスの充実と情報公開の推進

「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、町民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」という地方自治法第2条第13項に定められている地方自治の運営の基本原則に立ち返り、公共サービスの向上に取り組みます。

地域協働体制を築くためには、前提要件の重要な一つとなる町政に関する情報を町民にわかりやすく提供しなければなりません。そのためには行政の透明度を高め、町民が理解しやすい情報発信に努め、町民に信頼される町政を目指します。

ネットワーク社会の中で、情報化に向けたIT推進に取り組むとともに、町民向けにより迅速に情報提供可能な仕組みづくりに取り組みます。

## 第2章 行政改革の基本施策

### 第1 基本施策の位置づけ及び基本施策

#### 1 基本施策における集中改革プラン及び定員適正化計画の位置付け

「あれもこれも」の時代から、「あれかこれか」を選択しなければならない厳しい時代です。

限られた財源を有効に活用し、簡素で効率的な行政システムへの転換を図るため、公共サービスが行われている全ての組織を対象とした事務事業の総点検を実施します。そのための基本事項として次のとおり「28の施策の柱」を設定します。なお、行政改革大綱に基づき集中改革プラン及び定員適正化計画に盛り込まれる基本施策は次表のとおりです。

行政改革の基本施策一覧表

| 項 目                  |                          | 行政改革<br>大 綱 | 集中改革<br>プ ラ ン | 定員適正<br>化 計 画 |
|----------------------|--------------------------|-------------|---------------|---------------|
| 基本方針1<br>積極的な行政改革の推進 | 事務事業の見直し                 |             |               |               |
|                      | 基本施策1 事務事業の整理合理化等        | ●           | ●             |               |
|                      | 基本施策2 規制緩和の推進            | ●           |               |               |
|                      | 基本施策3 民間委託等の推進           | ●           | ●             |               |
|                      | 基本施策4 権限委譲事務への対応         | ●           | ●             |               |
|                      | 基本施策5 地方分権に対応した簡素効率化と総合化 | ●           |               |               |
|                      | 時代に即応した組織・機構の見直し         |             |               |               |
|                      | 基本施策6 広域行政の推進            | ●           |               |               |
|                      | 基本施策7 組織・機構の見直し          | ●           |               |               |
|                      | 基本施策8 委員会・審議会等の見直し       | ●           |               |               |
|                      | 団体等関係                    |             |               |               |
|                      | 基本施策9 団体等の整理・統合等         | ●           |               |               |
|                      | 定員及び給与の適正化               |             |               |               |
|                      | 基本施策10 定員管理の適正化          | ●           | ●             | ●             |
|                      | 基本施策11 給料・手当の適正化         | ●           | ●             | ●             |
|                      | 基本施策12 人材育成の推進           | ●           | ●             |               |

| 項 目                        |                  | 行政改革<br>大 綱             | 集中改革<br>プ ラ ン | 定員適正<br>化 計 画 |
|----------------------------|------------------|-------------------------|---------------|---------------|
| 基本方針２<br>最重要課題としての財政改革     | 経費の節減合理化等財政の健全化  |                         |               |               |
|                            | 基本施策１３           | 財政運営の健全化                | ●             | ●             |
|                            | 基本施策１４           | 経費の節減合理化と予算の厳正な執行       | ●             | ●             |
|                            | 基本施策１５           | 収納率の向上等自主財源の確保          | ●             |               |
|                            | 基本施策１６           | 補助金等の整理合理化              | ●             | ●             |
|                            | 公営企業・第三セクター等の見直し |                         |               |               |
|                            | 基本施策１７           | 地方公営企業の経営健全化            | ●             | ●             |
|                            | 基本施策１８           | 第三セクターの見直し              | ●             | ●             |
|                            | 基本施策１９           | 公社の経営健全化                | ●             | ●             |
|                            | 公共事業・公共施設関係      |                         |               |               |
|                            | 基本施策２０           | 公共事業関係                  | ●             | ●             |
|                            | 基本施策２１           | 公共施設関係                  | ●             | ●             |
| 基本方針３<br>公共サービスの充実と情報公開の推進 | 行政の情報化等行政サービスの向上 |                         |               |               |
|                            | 基本施策２２           | 窓口等における対応の改善と行政サービスの総合化 | ●             |               |
|                            | 基本施策２３           | 行政の情報化等の推進              | ●             | ●             |
|                            | 公正の確保と透明性の向上     |                         |               |               |
|                            | 基本施策２４           | 行政手続の適正化                | ●             | ●             |
|                            | 基本施策２５           | 情報公開の推進                 | ●             | ●             |
|                            | 基本施策２６           | 監査機能の強化                 | ●             | ●             |
|                            | 基本施策２７           | 町民への情報提供等               | ●             |               |
|                            | コミュニティー活動の推進     |                         |               |               |
|                            | 基本施策２８           | 地域協働体制の確立               | ●             | ●             |

## 2 基本施策

### 基本方針1 積極的な行政改革の推進

#### 事務事業の見直し

##### 基本施策1 事務事業の整理合理化等

事務事業全般について、最小の経費で最大の効果をあげるため、限られた財源を有効に使っているか常に見直し経費縮減を図ります。

行政関与の必要性、行政サービスの受益と負担の公平確保、行政効率性、事業効果等を十分吟味し、より一層の事務事業の整理合理化を推進します。

当初の目的を達したと思われる事業、既に計画された事業や着手した事業などであっても、その必要性、費用対効果を十分に精査し見直しを図ります。

さらには、国庫補助事業、道費補助事業についても、その必要性、事業効果等を十分勘案し事業展開を図ります。

町民ニーズ、複雑多様化する行政需要、新たな行政課題の把握に努め、実施すべき施策の選択や重点化(優先順位)を図り、民間において良質なサービスが低コストで提供できるものなどについては民間委託を検討します。

##### 基本施策2 規制緩和の推進

申請事務、許認可等の事務手続き簡素化など、できる限り簡略化や処理日数の短縮化を図り、町民負担の軽減とサービス向上に努めます。特に、町民に求めている押印のあり方については、法令で定めがあるもの以外は極力廃止を含めた合理化を図ります。

##### 基本施策3 民間委託等の推進

行政運営の効率化、町民サービスの向上等を図るため、定型的業務を含めた事務事業全般にわたり総点検を行い民間委託等の実施が可能な事務事業については、民間事業者受入態勢を考慮しつつ、積極的かつ計画的に民間委託等を推進します。

具体の手法としては、他自治体の取組事例や民間の受託提案などを参考にしながら、メリット

が生じる委託の可能性について検証します。その際に委託実施期間の複数年度化、同様のサービスを集約した一括委託方式など様々な視点から検討します。

委託の実施にあたっては、対象事業、選定基準、契約条項などの透明性に努めるとともに、委託先には個人情報の保護や守秘義務を遵守させます。

#### 基本施策4 権限委譲事務への対応

町が処理することにより町民負担の軽減となる事務や、事務処理効率化の点から町で処理することが有効な権限委譲事務についての受入れを検討します。

#### 基本施策5 地方分権に対応した簡素効率化と総合化

地方分権の推進に伴い国の関与が縮減され、その反面、町が自主的・主体的に決定し処理する分野が拡大します。

地方分権に対応するため事務処理の簡素効率化を図りつつ、地域の実情に応じた施策の展開や町民との対話を重視した行政運営など、創意工夫をこらした総合的な行政サービスの取り組みを検討します。

### 時代に即応した組織・機構の見直し

#### 基本施策6 広域行政の推進

行政組織の簡素化に向けた動きの中で権限委譲の受け皿や、より効率の良いサービスを提供する方法として広域連携について検討します。

具体の手法としては、国の制度改正などを見極め保健・医療・福祉分野、環境・衛生分野、産業振興分野、教育分野など分野別に事務の共同処理等について調査・研究します。

広域行政組合については、費用負担と業務の質量、職員配置数、組織体制、施設の老朽化など総合的に勘案し、適正な負担に努めます。また、簡素で効率的な運営となるよう助言に努めます。

## 基本施策7 組織・機構の見直し

旧町の組織を基本とした組織・機構から、町民サービスの充実を図ることができる組織・機構に見直しを進めます。

今後見込む職員数の減少を考慮しながら管理部門の集中化を図り、組織全般について見直しを図ります。

従来の国・北海道の行政機関との均衡に配慮した縦割型組織から、政策目標に基づき効果的かつ効率的に事務事業を処理し得る組織を目指し、大胆かつ柔軟な発想で組織・機構の見直しを図ります。そのため、政策・施策・事務・事業の集中化を図り、効率的な職員配置やスピーディーな意思決定・対応が可能な組織・機構について検討します。

また、今後特に重要となる法務担当部門は、政策を補完するための条例・規則等の制定、訴訟を意識した政策立案など自治体の法務能力を高める必要性から、専門職員の配置を検討します。

## 基本施策8 委員会・審議会等の見直し

各種委員会・審議会等附属機関については、執行機関の要請により審議・調査等を行うため必要不可欠な機関です。この機能をより一層充実させ、町民との協働によるまちづくりを効果的かつ効率的に推進していくため、委員会・審議会等の設置目的、審議の内容、活動の実態などを十分精査し、設置目的が達せられたものや類似の内容を審議するものは再編整備します。さらには委員会・審議会等の定数適正化に努めます。

### ■ 推進事項

- 1 類似の内容を審議するものについては統廃合に努める。新たな課題については極力新たな委員会・審議会等を設置せず再編整備を行い、現行の委員会・審議会等を活用します。
- 2 効果的かつ効率的な審議や経費削減の観点から定数を見直します。

## 団体等関係

### 基本施策 9 団体等の整理・統合等

団体等の自立、活性化及び効率性を高めるため、団体等に対し運営面や事業等についての情報提供に努めます。また、将来は人口の自然減により団体等の人員確保が困難なことも想定されることから、事務処理を共同して行うNPO(特定非営利活動法人)や複合型団体について検討します。また、同一団体等が複数存在しているものについては、再編整備に向けた先進事例の情報提供や助言に努めます。

## 定員及び給与の適正化

### 基本施策 10 定員管理の適正化

現在の職員数は類似団体と比較して多い状況にあります。このような状況下において職員数を増やすことは、恒常的に人件費の増加につながるとともに町財政の圧迫要因ともなります。

職員数については、重点施策・施設の数・事務事業のボリュームによって地方公共団体で職員数に差が生じるばかりでなく、町の産業構造や守備範囲である町の面積によっても差が生じることとなります。このため、中期的な見通しのもと定員適正化計画を推進する必要があります。

定員管理に当たっては、新たに生じる行政需要に対して現行の職員異動によって対応するなどスクラップ・アンド・ビルドの徹底を基本として極力職員数の縮減を行うとともに、退職者の不補充、新規採用者の抑制などに努めます。

これまでの縦型組織における総職員数は、最小の単位である係の定員積上方式で行ってきました。その結果、組織全体の人員が増加したり、配置された人員削減には大きな抵抗や既得権となる傾向にありました。今後は、組織に弾力性をもたせ効率的な事務処理が可能となるよう縦型組織から横のつながりを重視した組織づくりに努め、職員削減を原則とした適正配置数の見直しを進めます。

さらには、組織の硬直化を防ぎ新陳代謝を促進するため、勧奨退職制度、希望降任降格制度、希望昇任制度、役職定年制などの導入について検討します。

### 基本施策11 給料・手当の適正化

国の公務員制度改革において、公務員に対する政策立案能力に対する信頼の低下、前例踏襲主義、コスト意識、サービス意識の欠如など厳しい指摘があります。そのため公務員の意識改革、年功序列昇進の改革、成果主義・能力主義へと行動原理に影響を及ぼす公務員制度の抜本的改革を行う予定です。本町としても、公務員制度改革を見極めながら能力給制度の導入等について調査・研究をします。

給与については、基本的に国の人事院勧告に準じ改正がされています。今後も国、北海道、他町村の動向を踏まえ、給与の適正化に取り組むとともに、ラスパイレス指数の適正化に努めます。

特殊勤務手当等については時代の変化にあわせ、制度の趣旨に合致しないものは廃止するなど継続的に見直しを図ります。

### 基本施策12 人材育成の推進

人材育成は、分権型社会の担い手にふさわしい人材を育成することが必要とされ、平成16年6月に地方公務員法の改正により「研修に関する基本的な方針」を定めることについて法律上の責務とされました。

本町においても「研修に関する基本方針」を策定し、職員の能力向上に努めます。特に他団体との職員交流は、通常の研修では得られない経験等を得るのに有効な手段であるため、公共団体だけでなく、民間への派遣も含めた中でその実施方法等について検討をします。

#### ■ 推進事項

- 1 職員の意識改革や幅広い見識を身に付けた職員の育成を図るため、北海道との人事交流の実施、民間等との人事交流について検討します。
- 2 職場における実務研修、自治研修所研修及び管内町村会職員研修を通じ政策能力、課題解決能力、法務能力などの向上が図れるよう計画的な研修を実施します。
- 3 地方分権が進む中、地方公共団体には自己決定と自己責任に基づき、独自性のある行政

運営が求められています。こうした中、職員自らが達成しようとする目標を掲げ、主体的に推進を図っていく目標による管理運営制度について検討します。

## 基本方針2 最重要課題としての財政改革

### 経費の節減合理化等財政の健全化

#### 基本施策13 財政運営の健全化

現在、町の会計は一般会計と特別会計があり、旧3町を合計した平成16年度決算では、一般会計から特別会計への繰出金が11億797万円となっています。

一般会計に占める割合は10%を超える状況となっています。

平成16年度末の町債現在高は、一般会計157億9100万円、特別会計56億2800万円、合計214億1900万円となっています。町民一人当たりになると194万円となります。

今後、益々、高齢化社会対策経費をはじめとする歳出の増加が見込まれることから、徹底した行政経費の削減を図るため公債費負担適正化計画及び財政健全化計画を策定し、中長期的な視点に立った健全な財政基盤の確立に向けて取り組みを強化します。

##### ■ 推進事項

- 1 将来の義務的経費の増加要因である公債費については、起債制限比率等の指標を考慮し、その抑制に努めます。
- 2 特別会計については、独立採算を基本に受益と負担の公平性の観点から自主財源の確保に努めます。
- 3 北海道からの権限委譲については、行政経費に見合う財源を要求していきます。

#### 基本施策14 経費の節減合理化と予算の厳正な執行

財政状況が厳しさを増している中で、多様化しつつ増大する行政需要に的確に対応するため、行政経費全般について節減と予算の厳正な執行に努めます。

##### ■ 推進事項

- 1 すべての事務事業について見直しを行い、できる限り行政経費の節減に努めます。

- 2 行政事務執行は、企画→実施→評価のサイクルにより運営されています。これまでは、企画と実施は重視されがちでしたが、今後は地方自治体の自己決定、自己責任による行政運営とコスト感覚をもって経営することが重要となります。そのため、施策や事務事業の成果を定量的に把握し、施策の選択や事務事業の改善に役立てる手段として、行政評価システムについて調査・研究します。
- 3 効率的な行財政運営のため、費用対効果を重視した予算の執行に努めます。

#### 基本施策15 収納率の向上等自主財源の確保

本町の財政は、他の町村と同様に地方交付税に依存する割合が高くなっております。町の経済状況によっては町税等の収納率の低下により、さらに財政を圧迫することも予測されます。そのため、自主的な納税の啓発や指導、滞納整理を進めるとともに、受益と負担について町民に対し説明責任を果たし、理解を求めながら自主財源の確保に努めます。

収納率向上対策として収納率向上対策本部を設置し、総合支所との連携を強化します。

##### ■ 推進事項

- 1 町税、町営住宅使用料、給食費等の収納率向上のため、口座振替制度の奨励に努めます。
- 2 定期的な個別訪問を行い収納率向上に努めます。
- 3 町が使用しないと見込まれる不動産等の遊休資産の処分を行い財源確保に努めます。

#### 基本施策16 補助金等の整理合理化

補助金等については経費負担のあり方、行政効果等を十分に精査し、終期の設定や補助基準などについて年度ごとに計画的な見直しを行い、当初の目的を達成したものについては廃止又は廃止を目的とした削減に努めるとともに、町民ニーズに応じたメニュー化や支援が必要とされるものについては新設するなど、公正かつ効率的な補助金等の整理合理化に努めます。

##### ■ 推進事項

- 1 団体等の運営費補助金等は、団体育成の目的を達したものや活動内容の公益性が希薄

なものは廃止又は削減を行い、継続が必要と認められるものでも他団体との公平性、活動内容、財政状況等全般的な検証を行い適正化に努めます。

- 2 特定の事業に対する補助金等は、交付目的、事業の内容や完成度、経費負担のあり方を常に検証し終期を設定して廃止又は削減に努めます。
- 3 個人に対する補助金等は、常に公平性の見地から所得制限の導入や補助基準の見直しに努めます。
- 4 新規事業補助金等は、公益上の必要性、事業効果等を精査し、原則、終期を設定して既得権化の抑制に努めます。

### 公営企業・第三セクター等の見直し

#### 基本施策17 地方公営企業の経営健全化

地方公営企業については、将来的な安定運営を図るため、事務事業の見直し、指定管理者制度の導入、民間委託等を進めます。また、民間経営手法の導入についても調査・研究します。

より一層の計画性・透明性の高い経営を行うため、中長期経営計画の策定・見直し、適正な料金設定、未収金の収納強化、経費節減など全般にわたる経営改善に努めます。

#### 行政改革大綱上の地方公営企業

国の集中改革プランにおいて地方公営企業として位置づけられている分類による。

国民健康保険病院事業、簡易水道事業、公共下水道事業、特定環境保全下水道事業、漁業集落排水事業、港湾整備事業、介護サービス事業、風力発電事業

#### 基本施策18 第三セクターの見直し

第三セクターの経営状況、事業内容、公的支援等について、議会への状況説明を行うとともに、町民に対して分かりやすい情報提供に努めます。

常に適時的確に経営状況の把握を行い、経営状況の悪化が深刻であると判断される場合には、経営悪化の原因を検証し、抜本的な経営改善に向けた要請をします。その上で、経営の改善が極めて困難と判断される場合は、統廃合、民間譲渡、完全民営化を含めた既存法人の見

直しを検討するとともに、行政からの経費補填のあり方、役員報酬、役員数、職員給与等の見直し、組織機構のスリム化等について助言・指導を行うとともに既存法人に対し積極的に関与します。

#### 基本施策19 公社の経営健全化

土地開発公社が保有する未利用地の活用を図り安定経営に努めます。

##### ■ 推進事項

- 1 先行取得に係る未利用地については、土地の処分も含め土地開発公社保有地の有効活用を図ります。

#### 公共事業・公共施設関係

#### 基本施策20 公共事業関係

公共工事については、国の「公共コスト縮減対策に関する行動指針」を参考として公共工事コスト削減のため、バリュー・エンジニアリングの導入について調査・研究します。

将来的にコストの安い公共施設の管理運営ができる民間資金と経営能力・技術力を活用したプライベート・ファイナンス・イニシアチブの導入について調査・研究します。

町が発注する工事の施工結果について工事成績評定書で評価を行い、業者の施行技術の向上、施行体制の確保、工事現場における環境対策の充実を図ります。

公共工事の品質を確保するため経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素も考慮し、価格と品質が総合的に優れた内容と契約できる制度の導入について調査・研究します。

公共工事の入札・契約に対する透明性の確保を図るため、広報紙による公表を行い公共工事の執行状況の周知に努めます。

入札参加者の利便性及び簡素化を図るため、インターネットによる入札制度の導入について調査・研究します。

#### 用語解説(VE:バリュー・エンジニアリング)

発注工事の内容と同等の性能・機能を確保しつつ投資コストを削減する改善提案を求め、コスト削減を図るための方策。

#### 用語解説(PFI:プライベート・ファイナンス・イニシアチブ)

公共事業を実施するための手法の一つ。

民間の資金と経営力・技術力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や管理・運営を行う公共事業の手法。あくまで地方公共団体が発注者となり公共事業として行うもの。

### 基本施策21 公共施設関係

平成18年9月実施に向けて指定管理者制度の導入を図ります。

その際に、直営で管理しているものを含め、すべての公共施設について行政関与の必要性、民間事業者等の活用方法等を検討します。

#### ■ 推進事項

- 1 公共施設の管理・運営については、指定管理者制度の趣旨を踏まえ民間事業者の指定が可能となるよう条件整備を図り推進に努めます。
- 2 施設管理などの効率化を図るため、ファシリティ・マネジメントの活用について調査・研究します。
- 3 施設の利用時間、利用申請等の簡素化、利用料の適正化など町民の視点に立った活用を検討します。
- 4 老朽化施設、同一同種の重複施設などの施設の必要性について検討します。

#### 用語解説(FM:ファシリティ・マネジメント)

管理業務全般を見直し、事務作業を一元化して人員配置を適正化したり、経費を圧縮する経営支援の手法。

## 基本方針3 公共サービスの充実と情報公開の推進

### 行政の情報化等行政サービスの向上

#### 基本施策22 窓口等における対応の改善と行政サービスの総合化

窓口対応に対する町民評価は、職員対応の良し悪しによって決まります。人と人のふれあいがサービスの原点であることを基本に適切な接遇の徹底、町民の相談にも適切かつ柔軟に対応できる職員資質の向上を図ります。さらには、職場における「声がけ運動」の実践、担当課への案内など総合的な行政サービスの提供に努めます。

##### ■ 推進事項

- 1 住民票の交付等は昼食時間に窓口サービスを実施していますが、町民サービスの向上を図るため、その他各種証明書の交付を取扱う窓口を対象に昼食時間の窓口サービスの実施に努めます。
- 2 町民からの問い合わせや要望等については、誠意と責任を持って対応し町民に信頼される行政執行に努めます。
- 3 接遇研修等を実施し職員の応接改善に努めます。

#### 基本施策23 行政の情報化等の推進

行政改革の推進と行政サービスの向上を図る上で行政の情報化は有効な手段です。既に本庁と支所間は光ファイバー網で繋がれ、行政基幹システム、庁舎内 LAN、インターネットなど情報系・基幹系システムの構築がなされ IT 基盤が整ったところです。さらには、町民向けサービスとして本庁と支所間を内線電話で結ぶ IP 電話の設置、議会中継システムが導入されました。

今後は、情報の取扱いに関するセキュリティに十分配慮し、さらなる行政情報システムの活用を図ります。そのため、町政に関する情報を迅速に提供できる体制づくりを検討し、できる限り最新情報の発信に努めます。

##### ■ 推進事項

- 1 職員によるホームページ庁内編集委員会を設置します。

- 2 ホームページの迅速な更新、内容の充実に努めます。

## 公正の確保と透明性の向上

### 基本施策24 行政手続の適正化

行政手続条例に基づき、それぞれ担当課等において事務処理がなされているところです。今後も行政事務処理を継続的に見直し、事務処理の簡略化、行政手続の適正化に努めます。

行政事務は、町条例・規則などに基づかない細やかな事務処理があり、行政手続条例の対象とされていないものもあります。それらの事務処理についても行政手続条例の趣旨に基づき適正な執行に努めます。

### 基本施策25 情報公開の推進

公平性の確保、透明性の向上のため平成17年度中に情報公開条例の整備を進めます。

迅速な資料の公開に向け文書管理システム運用の充実を図り、情報公開の推進に努めます。

情報公開制度の施行に伴い町民が気軽に利用できる情報コーナーを設置し、行政資料・冊子等を備え多くの行政情報の公開に努めます。

#### ■ 推進事項

- 1 情報公開の推進を図るため、情報公開コーナーを設置します。

### 基本施策26 監査機能の強化

適正で効果的な行政運営を図るため、監査委員による研修の充実、監査結果の公表などに努めます。さらには監査機能の専門性・独立性を高め監査の充実を図るための外部監査制度の導入や、監査機能の強化と効率性の確保の観点から監査委員事務局の共同設置などについて調査・研究します。

## 基本施策27 町民への情報提供等

町民への情報提供にあたっては、広報紙での周知、防災無線やインターネットなど情報通信手段を活用して広く情報提供に努めます。

行政改革の推進に当たっては、行政改革の内容や推進状況について町民の理解と協力を得ることが必要です。そのため、町民が理解しやすい工夫を凝らし行政改革の内容や進捗状況等の公表に努めます。

### ■ 推進事項

- 1 地域懇談会を開催します。(合併特例区事業)
- 2 防災無線の基盤整備を進めます。
- 3 行政改革大綱等の進捗状況等について公表に努めます。

## コミュニティー活動の推進

## 基本施策28 地域協働体制の確立

分権型社会では、地域住民による自治の確立が地域づくりに欠かせない要素です。地域づくりは行政だけで企画・立案・決定・実施をしていては、住民主体の地域づくりを進めることはできません。地域住民と行政がお互いにオープンに対話し、そしてパートナーとして共に手を携え地域づくりを進めることが大切です。そのため、協働のまちづくりを基本とした行政運営に努めます。

施策として、NPO・自治会など各種団体の自主性を尊重しながら団体の育成・支援を図るほか、団体相互の調整、ネットワークづくりなどに対する支援に努めます。

さらには、職員による地域ボランティア活動を実践します。